

# さいたま市特別職報酬等審議会

< 委員名簿・条例等 >

## <資料目次>

1. さいたま市特別職報酬等審議会委員（名簿）	1
2. さいたま市特別職報酬等審議会条例	2
3. さいたま市特別職報酬等審議会運営要綱	4
4. さいたま市特別職報酬等審議会傍聴要領	5
5. 特別職報酬等審議会に関する通知	7

# さいたま市特別職報酬等審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
イケ 田 多 妙 子	市民公募委員
ウサミ 香 代	国立大学法人埼玉大学 教育学部 教授
サイ 藤 友 之	国立大学法人埼玉大学 大学院 人文社会科学研究科 教授
サ 佐 伯 鋼 兵	さいたま商工会議所 会頭
ナカ ガワ ハル ミ	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団 常務理事
フジ 池 誠 治	一般社団法人埼玉県経営者協会 副会長
ホシ ノ カツタロウ 勝太郎	さいたま農業協同組合 代表理事組合長
マツ モト トシ オ 雄	さいたま市自治会連合会 会長
モン マ ヨウ ジ 治	市民公募委員
ワタ ナベ ヒロ シ 志	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 さいたま市地域協議会 幹事

[役職等は委嘱日時点]

任期：平成27年9月25日から平成29年9月24日（2年間）

# さいたま市特別職報酬等審議会条例

平成13年5月1日

条例第39号

改正 平成14年12月26日条例第74号 平成18年12月22日条例第62号  
平成19年6月22日条例第29号 平成20年9月5日条例第40号

(設置)

第1条 市議会議員の議員報酬等の額等について審議するため、さいたま市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成19年条例29号・20年40号〕

(諮問)

第2条 市長は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める事項について審議会に諮問することができる。

一部改正〔平成18年条例62号・19年29号・20年40号〕

(意見の聴取)

第3条 市長は、市人事委員会が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の規定により給料表に関する勧告をしたとき又は市長が特に必要と認めるときは、前条に規定する審議会への諮問事項について審議会の意見を聴くものとする。

追加〔平成19年条例29号〕

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(委員)

第5条 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

一部改正〔平成14年条例74号・19年29号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成19年条例29号〕

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日条例第74号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第62号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

（さいたま市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

2 改正法附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第3条の規定による改正後のさいたま市特別職報酬等審議会条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月22日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月5日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市特別職報酬等審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市特別職報酬等審議会条例（平成13年さいたま市条例第39号）の規定に基づき、さいたま市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とするものとする。ただし、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日決裁）第4条第1項及び第2項の規定により、会議の全部又は一部を非公開とすることを会長が審議会に諮って決定したときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴に関する事項)

第4条 審議会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成)

第5条 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 審議会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

## さいたま市特別職報酬等審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員（報道関係者を除く。以下同じ。）は、5人以内とし、会議の開催場所等を考慮のうえ、その都度会長が定めるものとする。

(傍聴の手續)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会長に申請しなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 申請は、会議の開催定刻30分前から10分前までの間に、当該会議の開催場所において受け付けるものとする。

3 申請を受け付けた場合は、傍聴希望者に対し、傍聴整理券（様式第1号）を交付するものとする。

(選出方法)

第5条 前条の規定による申請において、受付終了時点における傍聴希望者が、傍聴者の定員以内の場合は先着順に、傍聴者の定員を超えた場合は抽選により傍聴を予定する者を選出する。

(傍聴の許可)

第6条 会議の傍聴は、会長が傍聴者の定員の範囲内において許可するものとする。

2 報道関係者の傍聴は、会長が審議会に諮って許可するものとする。

(傍聴券の交付)

第7条 会議の傍聴を許可された者（以下「傍聴者」という。）に傍聴券（様式第2号）を交付する。

(傍聴券の返還)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴者の守るべき事項)

第9条 傍聴者は、会議場所においては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静かに傍聴し、意見等に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会長の許可なく会議の様相を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (5) その他会議場所の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場等)

第10条 傍聴者が前条の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 傍聴者は、審議会において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴者への会議資料の提供)

第11条 審議会は、傍聴者に会議資料（さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条各号に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を無償で提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量であること等の理由により、会議資料を提供できない場合は、審議事項の分かる資料を提供し、又は当該会議資料を会議終了までの間会場に備え、傍聴者の閲覧に供することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。



## 特別職報酬等審議会に関する通知

『特別職の報酬等について』（昭和 39. 5. 28 自治給第 208 号 自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

### 記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

別紙条例準則（略）